

平成23年第7回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年4月11日(月)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 委員 安藤睦美  
同 委員 外松和子  
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第32号 教科書協議会への諮問内容について
- (2) 議案第33号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について  
〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第2号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書の採択に関する陳情書
- (4) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書

3 報告

(1) 教育長報告

平成23年度小学校移動教室の変更について  
指定管理者との協定締結について(軽井沢少年自然の家)  
指定管理者との協定締結について(武石少年自然の家)  
その他  
小中一貫教育校大泉桜学園の開校式の開催について  
小中一貫・連携教育のリーフレットの配布について  
その他

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 6名

委員長

それでは、ただいまから平成23年第7回教育委員会定例会を開催する。

本日は、東日本大震災からちょうど1カ月となった。震災で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げますために、この場で黙禱をささげたいと思う。皆様ご起立いただきたい。

黙禱。

( 黙 禱 )

委員長

お直りいただきたい。ご着席いただきたい。

それでは始めたいと思う。

本日は、6人の方が傍聴においでになっている。よろしく願います。

教育長

案件に入る前に、この4月の人事異動により指導主事に異動者がいたので、教育指導課長からご紹介させていただく。

教育指導課長

はい、それでは私から新しい指導主事をご紹介します。

新任の指導主事、佐藤明子である。

佐藤指導主事

よろしく願います。

教育指導課長

同じく、森進一である。

森指導主事

よろしく願います。

教育指導課長

同じく、古川卓也である。

古川指導主事

よろしく願います。

教育指導課長

なお、前任者、谷川拓也は、国市立国立第三小学校の副校長に、同じく小坂橋悦子は、杉並区立桃井第四小学校副校長に転出した。鈴木裕行指導主事は、小中一貫教育校大泉桜学園の副校長に異動した。

以上である。

委員長

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案2件、陳情4件、教育長報告4件である。

(1) 議案第32号 教科書協議会への諮問内容について

委員長

では、初めに議案である。議案第32号 教科書協議会への諮問内容について。この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、この議案について、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

後の陳情のところでも、かかわりが出てくることであるが、学習指導要領改訂の趣旨ということで、その点で陳情が出されている部分があるが、今のご説明で、これまでの練馬区立学校教育用図書採択要綱と、今回の、本日も説明のあった要綱とその変更点は、今、ご説明になられた第6条2項で、学習指導要領等という文言を含めて、その趣旨を

生かす、改正趣旨にのっとって、指導要領の目的、内容に照らし合わせた採択を行うということ、ここで反映していると考えてもよろしいのか。

教育指導課長

学習指導要領を踏まえてということについては、諮問文の、その他留意事項の(1)に、昨年度もそうだったし、以前からここには、学習指導要領に示された目標等を勘案して答申するというを入れていた。

内容のところ、今回の新しい学習指導要領は特に学力に関して、先ほど申し上げた点をかなり強調されてきているので、その辺を内容に盛り込んだ関係で、今、委員からご指摘いただいたように、要綱の第6条にも、ここも関連の法案を確認すると、法律を確認するということが入っていたわけであるが、改めて内容の中に、そういった学力も意識するということがあるので、学習指導要領等という文言を入れさせていただくことである。

天沼委員

わかった。

教育長

今の天沼委員のおっしゃった、反映という意味ではない。これまでも教科書採択は、中学校は平成12年、13年、17年、21年、今度の23年と、4回やっている。学習指導要領が変わるので、実質的には今度は3度目になると思うが、当然、教科書は学習指導要領、法的性格を持っている学習指導要領に基づいてつくられるから、あえてここに入れなくても、教科書そのものはそうなのだということで、我々はやってきたが、念を押すために、学習指導要領という文言を入れたほうがいいだろう、区民にとってもわかりやすいだろうということで、今回、3月末に要綱を改正させていただいたわけである。これは今までの積み重ねでもって、そのほうがいいということで、教育委員会としてやったものであり、直接反映とか、そういう意味ではない。審議はこれからの審議である。

天沼委員

わかった。

教育長

それと、今、課長からお話もあったように、諮問文にあえて載せたということで、今回、前とちょっと違うところがあるということである。

もう一点は、教科書採択の流れというのは、平成12年、練馬区も含めてであるが、基礎的自治体の練馬区が教科書を採択する権限を持つことになってから、教育委員会が採択するのであって、協議会あるいは調査委員会、研究会あるいは東京都の諸資料等々に基づいて採択するわけではない。それらを参考にしながら採択するということであるから、教科書協議会と違うものも、同じものも採択する可能性もあるし、9教科にわた

って、そういう性格のものである。過去には、私どもは直接は関与していなかったが、東京都が採択していたころには、学校での、いわゆる学校票というものがそのまま生かされてきた。そのような反省も受けて、保護者の方々を入れた協議会で受けて、より広い目を見ていただくという仕組みをつくったわけであるので、最終的には、内藤委員長をキャップに置いた教育委員会5人で、それぞれの協議会、あるいは調査会、あるいは東京都等の資料に基づきながら、教科書を見て、国語から始まって音楽まで、各教科練馬の子供たちにふさわしいかを決めるという仕組みである。

もう一点は、今回、教育基本法も大きく変わった。小学校の教科書のときにも反映されたが、それらを受けながら、これから教育委員会として、さらには教科書協議会も、日本の子供たちが学ぶ教科ごとに、そういった憲法からずっと以下、学習指導要領までを生かしながら選んでいくことが必要と思うが、基本的には教科書を学ぶのではない。教科書をもとにして、先生方がやはりご自分の資料等とも使いながら、やっていくものであるから、その辺をやっぱりしっかり押さえておかないといけないのではないかと、私は思っている。これまでも、教育委員会はそういう議論をしてきた記憶がある。

委員長

ほかの方はご意見あるか。

天沼委員

各校の研究会であるとか、教科書の調査委員会であるとか、いろいろ、そのほか協議会などで検討を重ねていくということであるが、昨年もとられた方法で、やはり一般区民の方々に教科書展示をして、見ていただいて、そこで個別にいろいろなご意見をいただくというシステムをとっていたと思うが、今年はどのようにされる予定か。

総合教育センター所長

今年度も教科書展示会を実施する、法定展示として14日間。また採択替えの年でもあるので、特別展示として10日間。計24日間、教育センターで展示会を実施する予定である。

委員長

ほかにあるか。

それではここでまとめたいと思う。議案第32号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第32号は「承認」とする。

(2) 議案第33号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について

委員長

それでは次の議案である。議案第33号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について。

この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ではこの議案について、各委員のご意見、ご質問を伺う。

外松委員

特別支援学級の一般図書については、今、課長から説明いただいたとおりで、毎年、支援学級が設置されている各校が、調査委員会等にいろいろ調査の結果を報告し、それに基づいて、一人一人の子供たちの発達の特徴に合った一般図書を採択することが、練馬区では行われてきているので、今回このような承認でいいと考える。

天沼委員

もう一点、昨年ご説明いただいたことであるが、特別支援学級用図書の場合は、一度採択したものは、ずっとこの1年間そのままということではなくて、障害の程度に応じて変更もあり得るということが、前にご説明あったと思うが、今回の採択についても同じような方針で、変化に応じて変えていく方針をとられるのか。

教育指導課長

今、委員のご案内のとおりである。今年度採択した一般図書について、来年度も使うが、もちろん子供の状況に応じて変更はあり得る。年度途中ではないが、そういうことにしている。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにあるか。

それではここでまとめたいと思う。

議案第33号については、承認でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第33号は「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。

平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。  
この陳情については、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成19年陳情第4号については「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について

委員長

次の陳情案件である。

平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について。

それでは、この陳情について各委員のご意見を伺う。

教育長

まず、要旨の、昨年8月に行われた練馬区立小学校の社会科教科書の採択実態について検察すると、上記の学習指導要領の改正趣旨が正しく反映された採択が行われていないと断言している。私たち、教育委員会も教育基本法さらには学習指導要領、学校教育法が改正されて、もちろん教科書協議会の、あるいは東京都の調査資料等を参考にしたが、練馬区教育委員会として学習指導要領の改正趣旨を十分踏まえて採択したつもりであるが、このように採択が行われていないということが、保護者からも、教員からも言われている内容ではないし、これについては非常に疑問に思う。これが前文である。

それと陳情事項の、これは中学校のことを言っているのであるが、教科書を選定するようというの、もちろん陳情者と同じように私たちも、学習指導要領に示された目標、また教育基本法等の改正も踏まえて、ふさわしいものを採択するつもりであるし、またそうなっている。ここの、指導要領の目的、内容に照らした本質的な評価は完全に欠落しているというのは、確かに、今までの教科書協議会等々の方針を見ると、形態だとかそういうことを主力において、目標はさまざまあるが、目標、内容について落ちて

いる部分はあるから、特に今回は先ほどの諮問内容についても、充実させるようにしているから、そう言えないのではないかと思う。

それから、最後の東京都の教育長名の通知は参考にはするが、他の区もそうであるし、練馬区教育委員会は、東京都教育委員会の指示で教科書採択をしているわけではなく、練馬区教育委員会が独自の権限でやっているわけであるから、これを尊重し、実施して、これを受けてということは、私は法的には当たらないと思う。

それと2のところであるが、改訂、施行は、教科書そのものが学習指導要領に示されたものであるので、改訂、施行を行うことなく、今のままでも大丈夫であるということである。

それと3である。真ん中の下あたりか。関門は教育委員会の委員各位の権限と責任と勇気と、競争試験的選抜と、言っている意味がよくわからないのであるが、別に勇気や何かは必要ないのではないか。権限と責任で行っているものであるから、ちょっと当たらないのではないかと思っている。昨年8月のただし書きが小さく書いてあるということは、これについては当初はなかったが後ほど書いて、今回も書いてあるので、当然諮問するときには、内容について、また目標についてしっかりと見ていただきたいということは、言うつもりであるから、あえておっしゃらなくても結構ではないかと思う。

委員長

ほかの方いかがか。

天沼委員

今の教育長のご発言に追加のような発言になると思うが、確かにご指摘があるように、教科書協議会や調査委員会や各校研究会の調査結果を参考にしたが、実際は自分がそれぞれの教科書を照らし合わせて、全部、1ページ1ページ見て、比較して行って、どれが一番いいのかといったところが決め手になっていたと思う。であるから、要するに答申をいただいて、調査結果をいただいたことで、すべてそのまま採択したという覚えはなかったと思う。であるから、今おっしゃった勇気はなかったが、自分がこれがいいというものを選んだと思う。

であるので、やはり最終的に、学習指導要領やそのほか、実際の教科書そのものを手に取って見た。それで、それを比較してみて、これが子供たちにとって一番いいのではないかというものを選んだと思うので、ここでご指摘いただいてありがたいが、ちょっと我々がやってきたことと、少し誤解を受けているところがあるのかと思う。

形式よりも、むしろ、私は内容を随分考えたかと思っている。その点で、後でご指摘された部分もあるが、こういう表現がいいとか、確かに教科書それぞれが、指導要領やその他あることを記載はしているが、やっぱり違う。表現や分量や、どこに重きを置いているかということが、教科書会社の編集方針か、執筆者の考えなのか、やはり違うところがある。その中で、一番自分の考えとフィットするものを選ばせていただいたと思っているので、あまり東京都に左右されただとか、何かほかの方がおっしゃっていることに左右されたという記憶はない。

以上である。

委員長

ほかにいかがか。

安藤委員

私も、まず最初に昨年のことをお話しさせていただくと、昨年の6月の採択については、やはり調査委員会や研究会の資料は拝見したし、私自身が参考にもさせていただいた。ここがいいというところを書いてあれば、その教科書に実際当たって、ここがいいのだなというところをチェックし、ここがどうかというところがあれば、どうかということをチェックし、すべての教科書に目を通し、どの教科書がいいのかという、自分なりの考えを示させていただいた。

であるから、今年、中学校の教科書ということで、地理や歴史、いろいろ議論があるかと思うが、やはり去年と同じように、調査委員会や研究会の資料ももちろん、調査研究していただく以上はしっかりと受けとめて、またそのほか一般の区民の方からの意見もしっかりと受けとめる形で、参考にするとか、それに左右されるということではなく、受けとめた上で、自分なりの判断をしていきたいと思う。

以上である。

委員長

ほかにあるか。

外松委員

今、安藤委員もおっしゃられたが、私も昨年、採択させていただいた折、ほかの委員もおっしゃっているように、それぞれ調べて、挙げられた資料を参考にしながら、そしてまた、保護者の方のご意見もいろいろと挙がっていた。皆さん、こんなふうに考えておられるのだ、こういう視点で教科書をいろいろ見ているのだということ等を参考にさせていただき、自分ではどの教科書が、使う練馬の子供たちにとってよりわかりやすく、そして学習指導要領に定められている、いろいろな能力の活用は、どれを使えば、実際先生方の授業を通して、子供たちに示されている目標に向かって、活用していくことが可能な教科書なのだろうか、そんなこと等を考えながら、この教科書でいいかとか、いやもしかしたら、こちらのほうが、もう少し、この点はすぐれているのかもしれないと、ほんとうに何度も何度も目を通して、決めさせていただいた次第である。

この夏も、学習指導要領にのっとった教科書、そして例えば1年生であれば、中学1年生が小学校から上がってきた、その最初の中学校の教科書であるから、そういう年齢の子供たちにとってはどの教科書が適切かとか、いろいろ考えながら、今年もまた教科書の採択に当たってまいりたいと考えている。

教育長

この陳情は歴史分野に対する陳情であるが、中学生は歴史だけ学んでいるのではなくて、さまざまな教科を学んでいる。とりわけ歴史について、陳情者の方、次の陳情もそ

うであるが、言っていること、歴史についての見方というのは、それぞれいろいろあって、私はいいと思う。これはそれぞれの学んできた過程、育ってきた過程もある。

ただ残念なのは、戦後六十何年たって、まだ中学校の歴史について、いろいろなこのような意見が錯綜しているというのは、私は悲しい思いがする。やはりそれは国家が、日本の歴史について正しく総括してこなかったと、私は思っている。それを全部、小学生、中学生に、要するに、今、教科書にぶつけている。私はそれは間違いだと思う。

やはり国民全体が、日本の歴史をどうやって見直すか。ドイツを見ていただきたい。あれだけのことをやったって、きちんと総括してきているわけである。ところが日本の場合には、領土一つとっても、さまざまな問題がある。領土問題は日本にはないというようなことを言った大臣もいた。であるから、それについて学んできたことがなかったことは確かである。我々の年代では、とりわけて領土を学んだことはない。ただ、しかし、領土は、今、いろいろな問題、経済水域の問題で重要になってきている。だが、それも日本の考え方と、やはり日本は世界で生きていくわけであるから、それとのすり合わせが、やはり必要ではないかと。

これからの日本を担う子というのは、やはりその辺も頭に入れながら、日本固有の領土でありながら、どうしていくのがいいのいかというのは子供たちが、考えていく。それには大人が正しい情報を与えていくことが必要であって、それは教科書だけではない。教科書だけでなく、親子の会話、友達との話、学校での授業、日本の領土とは、歴史はこうだよということをやりながら、していくのが、私は必要ではないかと。

そういう気持ちで、私はこれまで、平成12年度の採択から、何回かやってきている。であるから、この考え方だから間違いだとか、この考えをしなければとんでもないとかというのは、私は民主主義国家日本ではいかなものかと。さまざまな意見があっていいわけで、その中で、教育委員会の中では5人の方々それぞれ、内心の自由があるから、どう考えているかわからないから、それはそれでいいわけである。その中で収束をしていく。それを練馬の子供たちが学んで、日本の正しい歴史、これから社会で生きていく、世界で生きていくための歴史を身につけてくれればいい。それも、世界の方々と一緒に理解し合う内容が必要ではないかと思っている。

## 委員長

ほかにあるか。

それでは、私も。陳情事項1の中ほどに、指導要領の目的、内容に照らした本質的な評価が完全に欠落しているという文言があるが、ちょっとその指摘は妥当ではないのではないかと思っている。検定教科書というものは学習指導要領の目標や内容等を踏まえて編集されているので、各教科書会社がつくる教科書の違いは、内容の取り扱い方のところに、あらわれてくるのかと思う。

そうすると、資料1の3にある、教科書調査研究からの答申内容の、内容の部分は、目標とか内容そのものというよりも、それをどのように取り扱うかという教科書会社の独自性のようなところが、記述されてしかるべきかと思うので、この本質的な評価が完全に欠落しているという言い方は、あまり適切ではないような感じが、私はしている。

それから要旨の中ほどの、先ほど教育長からもお話があったが、改正の趣旨が正しく

反映された採択が行われていないというところも、社会科に限らず、どの教科書も、今回、学習指導要領が改訂されたがために、教科書のまた新しいものが作り出されているので、私はこの採択にあたっては、今回の改訂の趣旨が生かされるというところを、まず大前提として、選択の基準にしているので、一部そういうふうを受け取られたというので、こういう表現になっていると思うが、私の立場としては、大前提に趣旨を生かすというところで、選択している。

このほか、ご意見あるか。

教育長

いずれにしても、まだ教科書そのものがきていないから、新聞情報だけしかわからないが、各教科とも、かなりのボリュームが増えているということがあるから、私たちも新しい学習指導要領に基づいて、複数の教科書会社がどのような内容で、学習指導要領あるいは学校教育基本法を受けて、記載しているかというのは、これからしっかり見ていきたいと思っている。

ただ、この陳情にあるように、資格試験に合格したものでしかないというのだが、私たちが教科書を検定するわけではないので、検定制度そのものの問題になってくるので、これについては、ああそうかとか、違うとかは言えない。また、競争試験的選抜というのだが、そういう性格でもないのではないかと思う。というのは、教科書はそれぞれ1冊の中に、いろいろな内容があるわけであるから、それぞれ不足している部分、あるいは足りている部分はあるので、こういう選抜という内容ではないのではないかと、私は思う。

いずれにしても、実際に採択するときには、この陳情者が言われているように、もちろん私たちも学習指導要領、教育基本法に基づいた教育の目標はしっかりと受けとめた教科書を選ぶことは間違いない。

委員長

ほかにご意見はあるか。

各委員よりさまざまなご意見をいただいたが、この陳情については、本日はここまでとし、次回以降、審議を進めてまいりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第1号については、「継続」とする。

- (3) 平成23年陳情第2号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書の採択に関する陳情書

委員長

次の案件である。平成23年陳情第2号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書の採択に関する陳情書。この陳情は、本日新たに提出されたものである。事務局より願います。

事務局

陳情を読み上げさせていただきます。

- 陳情の概要を読み上げ -

以上である。詳細についてはお目通しを願う。

委員長

ただいまの陳情について、各委員のご意見を伺う。

天沼委員

私の名前が出ている陳情内容の1番目に、議事録をそのまま記載いただいて、陳情が上がってきているが、今年も中学校の教科書採択で、一応、全教科の指導要領解説をもう既に入手して、今回、陳情にかかわるとされているところなどに目を通してまわっている。新聞なども、まだ教科書がないので、そういった情報は一応入手している。

昨年度のところであるが、昨年度も同じように、小学校の学習指導要領などを見て、それから各種、各校委員会や調査委員会からのご報告をいただいて、一応、採択をさせていたが、ここに文言があるように、まだこの段階で、ここにあるように政府方針がはっきりと、国家として領土、ちょうど竹島であるとか、尖閣諸島について、どういふふうにしていくのかというところが、まだあいまいな段階で行われたところはあったように思う。ただ北方領土については、従来どおり、きちとした方針で取り上げられて、教科書にも記載されていくのだということが、学習指導要領の中であったように記憶している。その後、いろいろ情勢の変化があって、政府見解として、これは取り上げなければいけないといういきさつがあったように記憶している。

であるから、一部、私の発言がまだまだ未熟というか、甘いのではないかというようなご指摘は、私としては少しうなずけるところもあるが、ただ教科書というのは、一たん決まってしまったものは、そのままそのとおりということでもないわけで、やはり文部科学省の学習指導要領の改訂や、指導の解説書などの変更などの中で、やはり十分に補っていくことが必要なものが出てきたときには、やはりそれは責任を持って、教育委員会として、どうしたらいいのかということを考えていくべきこと。国家意識の欠如したとか、無責任な発言という、当時を思い起こすと違うのかという感じが私はして、やはりそのときも考えていたとは思っている。ただ、それが十分に発言内容に反映されていないというご指摘は、また一方で、そうなのかという反省点もある。であるから、今回改めて、中学校のほうでははっきりと記載のないものは不採用、検定不合格と修正意見を出されているところであるので、それも踏まえながら今回の選定は行っていき

いと思う。

まだ丁寧に教科書を見ていない。新聞資料だけであるが、おそらく先ほど申したように、どの教科書も記載の内容はそれぞれ違いがあるのだが、取り上げているので、その中で一番いいものは何かということを見ていきたいと、今、思っている。

お答えになったかどうかはわからないが。

委員長

ほかにご質問はあるか。

教育長

私も天沼委員のこのご発言は、高木文部大臣は10月であるから、私どもが採択したの8月であるから、その前においても、確かに北方領土については、北方領土の返還ということで国民的に運動がずっとあった。今もある。

尖閣と竹島については、日本が主張しているが、韓国あるいは中華人民共和国は、これはそうではないと言っていることは事実であって、特に竹島の場合には韓国が実効支配している。また、尖閣諸島においても中華人民共和国は、いろいろな調査船を出したりしている。それらについて、日本側からもいろいろ抗議をしたりしているが、その微妙なバランスの中で、今、やっている。竹島と尖閣諸島について、どういう問題があるのかと、子供たちに説明するのは大変難しい。国でもしっかり説明できない内容であるから、そういった意味で、私は天沼委員はこのようにおっしゃったと思う。

ただ、教科書を学びながら、子供たちから「先生、竹島ってどうなの。尖閣諸島ってどうなの」と質問があったり、先生がなぜそこは必要なのかというのは、領土としては非常に狭いところだが、それに基づく経済水域などが広いのだと、日本は明治時代からこうなのだということを説明していく。だが、韓国や中華人民共和国は、こう言っているのだ、どうしたらいいのだろうかということで、学びが展開していくのではないかと、私は思う。そういった意味で、天沼委員がおっしゃったということで、私はここは理解している。

今のところの、文科大臣の教科書の選定、私たちは日本国の憲法に基づいて仕事をしているわけであるから、日本国の政府がこうだと言ったことについては、異論を差し挟むものはなく、教科書にも反映していくということは、国民の義務であり、教育委員会の義務である。1はそういうことになる。

それから2については、先ほどの1号と同じような考え方である。文科省あるいは都教委の通知等については、あくまでも資料であり、これでやれということではない。資料要求であるが、こここのところの4月2日付、東京都教育委員会教育長名による、おととの教科書の改善についての通知と、21年3月30日付の「教科書の改善について（通知）」を次回資料として出していただきたい。お願いすると。（2）については、先ほどの内容とダブる。

3の採択要綱には、きちんと採択要綱にも学習指導要領を示したので、当然、今回は要綱の改正に伴って、協議会からの答申等についても一定の改善をお願いするようになるかと思う。

いずれにしても、教育委員会も、文科省が定める学習指導要領に示された目標・内容に最もよく踏まえている教科書であることを、採択しているつもりであるから、それぞれ教科書によっては、内容についての中身、材料についての違いはあるが、それはそれぞれの教科書の特色であるから、それをどうやるか、これだからだめだとか、これだからいいということにはならないのではないかと思う。

以上である。

委員長

ほかの方、ご意見はあるか。

外松委員

陳情内容の1番に関してであるが、日本国の領土問題への記述も適正な教科書の採択を配慮してほしいというのは、学習指導要領にも明確に示されていて、どこが日本国の領土であるかということも明確に示され、きちっと指導するようにうたわれているので、このことは必ず配慮していくので、ご心配ないととらえていただきたいと思う。

天沼委員

今の陳情者の方の、3の(2)施行細目に関しても、前文として何か入れてほしいと、文科省が定める学習指導要領に示された目標・内容に、最もよく踏まえている教科書であることを前提とした、調査研究とするという趣旨の条文を入れることを陳情するというのが、最後にある。要綱だけではなく、細目に関しても陳情が出されていると思う。

もちろん今、いろいろご意見が出されたように、当然のことながら文科省が定めている学習指導要領にのっとって、調査研究をしているわけであるが、もし、この陳情のとおり、あえてそういう文言を含めるということであるならば、例えば前文ではなくて、事務施行細目であるが、5条にさまざまな調査報告書や調査報告資料であるとか、研究報告書、教科書採択における関係諸法令であるとか、東京都教育委員会からの指導、助言であるとか、教科書の発行に関する臨時訴訟であるとか、いろいろそういうものを参考や資料として、答申、採択を作成するとか、その中の一つとして学習指導要領等ということ、どこかに入れる方法はいかがなものか。

教育指導課長

先ほど、諮問文の内容に、新しい学力という言葉を少し盛り込んでというお話をした。それにあわせて、要綱の第6条第2項の部分に学習指導要領ということを入れたとご説明した。

ということは、同様に、細目のほうもということがあり、既に3月31日の段階で、同じように教科書協議会の資料等を作成するに当たっての、第5条のところに学習指導要領等、教科用図書の採択に係る関係法令としている。あわせて第10条も、諮問文にあわせて基礎的基本的な知識よりも技能の習得であるとか、先ほど申し上げた思考力、判断力を入れてあるということである。

天沼委員

それはまだいただいていない。

委員長

前の細目はあるが、3月31日に一部改正になった細目は手元がないので、今、ご質問があったのかと思う。

天沼委員

要綱にあわせて、細目の変更も行われるということである。それはまだいただいていないということである。

教育長

いずれにしても何回かの採択を経て、いろいろな方の陳情を含めていろいろな意見を聞きながら、やはり不足する部分については、補強というか、追加してきた内容である。3月31日、先ほど要綱についてお話ししたが、細目についてもそれを受けて載せている。失礼した。

委員長

先ほどの教育長のご発言があったが、念のために書き加えるという形で修正がされているということでしょうか。

ほかにご質問はあるか。

領土問題に関しては、さまざまな意見がもちろんあると思うが、北方領土の問題と竹島の問題と尖閣諸島の件は、それぞれ歴史的なところで微妙に違う問題であると思うので、私はやはり、子供たちにしっかりと歴史の事実を教えることはとても大事だと思う。ただ、子供たちの発達段階があるので、どこまでそれを、どのような形で取り上げていくのかというところが、教科書についても、それぞれ違いが出てくるかと思うので、具体的に出来た段階で検討していきたいと私は思っている。

教育長

私は北京に行って、中華人民共和国の地図を買ってきたが、尖閣諸島などは中国の領土になっている。

外松委員

それは最近か。

教育長

そうである。であるから、本来ならば日本国として抗議すべきである。教科書について言わせるのではなくて、日本の外務省はそういうことをやっていない。今回の原発でもそうである。正しい情報を流していない。ほかから全部流れていってしまう。だから日本国の政府として、何をしなくてはならないのか。領土はまさに一番基本なところで

ある。そこについて、やはり発信をしない限り、文句が来てもやると言わないで、教科書だけをやっても、大もとのところでやっていく必要があると私は思う。ここで言っても仕方ないが。

#### 外松委員

今、教育長がおっしゃった、特に尖閣諸島等の問題に関しては、やはりずっと日本の領土であるとなってきたのが、海底にかなりの資源があるということが明確になった時点で、やはり他国がいろいろと権利を主張してきているといういきさつはいあると思っている。であるから、私もちょっと同感で歯がゆい思いでいる。もう少し、はっきりと日本国民のために、政府が頑張っていけないといけないのではないかと。今までが、それが発信できなかったというのはあると思っている。

#### 教育長

竹島もそうである。竹島も韓国軍があそこに基地をつくっている。日本の土地に基地をつくっているわけである。何十年も前なら戦争である。アルゼンチンのフォークランド諸島は小さな島であるが、アルゼンチンが返せと言ったときに、小さい領土でありながら、イギリスはあそこまで行って戦っている。

でも日本はそういうことをしない。しないのは、何かやはり国としてのいろいろなことがある。実際に韓国の人はいそこにいるのであるから。軍隊が来てしまっているわけであるから。日本の領土に入ってきているのであるから。それができないのは、なぜだろうというのが、これが正しい学びである。ただ、ここが日本の領土だと言っても仕方ない。実際に日本の領土として、日本が実効支配をしていくというのが、やはり必要ではないかと思うが。だが、国と国との間の問題というのはやはり難しいし、けんかばかりしていればいいというものではない。地球の中で生きていくわけであるから、北方領土も含めて、歯がゆいところはあるが。

#### 天沼委員

領土問題などの場合は、やっぱり大前提が、国際社会の中での平和の維持ということが、視点としてあるので。

#### 外松委員

そうである。平和裏に解決していくという。

#### 天沼委員

そうである。それが紛争まで発展すると、その趣旨、大前提と反するところがあるって、その辺の、もう実効支配している軍隊に対して、どういうふうに日本として対応するかという難しさがある。

#### 外松委員

上手に、どういう関係でおつき合いしていくかというところが出てくる。

教育長

ただ1つ、竹島にしても尖閣にしても、今度の教科書、学習指導要領ではっきりと日本の領土だということを触れるということになっている。それに対して、韓国や中華人民共和国からはとんでもないと言ってきているわけである。それに対して外交が何をやるかである。中学生が何をやるかではない。そのところを私は大切だと思う。

委員長

竹島の問題に関して言うと、韓国の場合はもっと学校教育の中で、自分の国の領土であるということ、かなり強調していると伺っている。日本の場合には、はっきり言うと、あまり竹島問題について学校で教えてこなかったということがあると思うので、先ほど申し上げたとおり、歴史的な事実についてはその発達段階に応じて、きちんと国民、特にこれから将来を担う子供たちにも教えていく必要が、私はやはりあると思うので、教科書に取り上げていくということは、大事なことなのだろうと思っている。

それで解決方法については、またこれから、もちろん平和的な解決方法をとっていくことが絶対大事なことであって、それはそういうふうに、いろいろな世界の情勢の中でどのようなことが可能なのかというのは、それからの後の問題になってくるのではないかと思うので、歴史的な事実は発達段階に応じて、子供たちにもきちっと教えていくということが私は大事かと思っている。

ほかにご意見あるか。

天沼委員

歴史教科書に限らず、地理であったり公民だったり、いろいろなところで、ひとつこれが材料になって、領土とか国家の問題とか、それからほかの国とのかかわり、平和という問題を考える機会にもなるのではないかと思うので、いろいろな取り上げ方が各学校でされるといいと思っている。

委員長

それでは、各委員よりさまざまなご意見をいただいたが、この陳情については本日はここまでとし、次回以降、審議を進めてまいりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第2号については「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書。  
この陳情も、本日新たに提出されたものである。事務局より願います。

事務局

陳情を読み上げさせていただきます。

- 陳情の概要を読み上げ -

理由等については記載のとおりである。お目通し願う。

委員長

ただいまの陳情について、各委員のご意見を伺う。  
いかがか。

安藤委員

最初に、確認のために質問をさせていただきたいが、各学校での年1回の引き取り訓練というものは、小学校、中学校、どの学校でもやっていることなのか。

教育指導課長

小学校についてはもちろん全校、必ず9月あたりで設定してやっている。中学校については、基本的には子供も大きいので、集団で下校するとか、そういう形をとることが多いので、必ず実施しているのは小学校だけである。

委員長

ほかに。

安藤委員

1つ感想というか、思ったのであるが、引き取り訓練を行っていても、私が今まで経験した引き取り訓練は、どれも何月何日に何時から始めるということだけで、このような本当に突然ということで、職場から向かおうとか、そういう引き取り訓練は今まで一度もなかった。であるので、こういった大震災が二度と起こってほしくないが、引き取り訓練に関しては、もう一回見直す必要があるのかということ思った。

それから、お子さんが1人で帰されてしまって待っていたというのは、ほんとうにかわいそうだと思うし、すごく心細かっただろう。東京は停電はなかったもので、そこまではないのかもしれないが、ただテレビをつけても、怖い映像がずっと流れていて、すごく心細い思いをされたのではないかとということで、ほんとうに胸が痛むし、やはりそのあたりがもう少し考えたほうがよかったのかと思う。

ただし一方で、12時過ぎに親が帰ってくるまで、近所の人だったりとか、同級生の保護者の方だったりとか、全く気づかなかったのかということも、また、子供には全く責任はないが、悲しいという感想である。であるから、ここの最後のところに、地域住

民が連携して子供たちを守れるようなとあるので、ぜひご家庭でも、ちょっと陳情とは、ずれてしまうかもしれないが、家庭でもぜひ近所の方々が、あの子は1人で帰ってきて大丈夫かと思えるような、そういうコミュニティーづくりができるような練馬になればいいのかと思った。

#### 外松委員

今回のように、これからもいつ発生するかが予測困難な地震等の災害から、児童生徒を守っていくというのは、ほんとうに喫緊の課題であると、私は今回のことを通して強く認識した。児童生徒を預かっている学校というのは、まず第一に、そういう子供たちの命の安全、身の安全を確保していかななくてはならない。そういう責任があるかと思う。そして、また今、福島第一原子力発電所のことがあるので、今後発生するであろうさまざまな状況というのも、また勘案していかなければならない、ほんとうに今かと思っている。であるから、このことはやはり至急、どうやって児童生徒を守っていくかというのは、さまざまな方たちの知恵をいただきながら、検討して、確認して、またそういう体制もつくっていかななくてはならないだろうと認識している。

こちらの陳情の最後に、陳情者の方の最後にもあるが、そういう大きなことは到底、学校の教職員だけではできないことではない。であるから、ほんとうに学校、そして保護者の方、地域の方、皆、連携して子供たちを守っていかなければいけないと考えるので、どうやってそういうネットワークがつくれて、子供たちの安全を守ることができるかということ、今後検討していかなければいけないのではないかと、今、思っているところである。

#### 天沼委員

ちょっと違うが、練馬区のことではないがよろしいか。

新聞記事というのは、あまりよろしくないかもしれないが、今回の東日本大震災で一番被害が出た、石巻の大川小学校の子供が7割死亡したというのが、今、手元にある。おそらく従来どおり校庭に子供たちが集まって、従来どおりの避難経路を通して避難しようとした。そうしたら前から津波がやってきたということである。そこにはお母さんたち、6台ぐらいの車が迎えに来ていて、早く帰りたいと泣きながら母親にしがみつく子いた。しかしその子たちも一緒に避難した。そうしたら、来て、最終的に助かった子もいるが、それは後ろからついていった子が非常に急な裏山を駆け上がって、これは急な裏山なので、おそらく、ふだん避難経路ではないところだと思うが、そこで助かった。

であるから、従来やっていた避難訓練のやり方が、子供たちの命を奪ったと思われる。むしろ、この場合、お母さんに返して、早く車で逃げさせたほうがよかった。子供たちが登るのは大変だったろうが、急斜面の裏山へ急いで駆け上がったほうがよかったのかもしれないという結果である。そういうことで、おそらく尊い命がたくさん、先生方もたくさん奪われたわけである。

なので、こういう想定できないケースになると、避難方法自体の避難訓練、避難経路、そういったものを含めたやり方自体も問われてしまうということだろうと思う。であるから、どの程度まで想定するかということ。おそらく想定できることは、もうやっ

てきているわけなので。避難訓練もやってきているし、連絡を取り合う方法もやってきているので。こういうケースから、それでは何をするかということになると、解決策、これがいいのだということは非常に見えにくいと思う。先生の判断で、みんな一緒に逃げた結果なのであるから、難しいかと思うが、いかがなものか。

#### 外松委員

やはり私も、報道等からであるが、片や朗報としては、市の教育委員会と群馬大の災害社会学の片田敏孝教授と、自分たちの地域は何回も三陸の津波に襲われている過去、歴史、そういう地域だからということで、非常に徹底した避難訓練をしていた。そういう地域があった。今回、そこで指定どおりの高い避難場所に避難したが、そこは中学生も避難し、小学生もだんだんに避難してきたが、後ろを振り返ったら、もう津波がどんどん押し寄せてきていた。なので、即、後ろのもっと高いところにはいけなくてはいけないということで、そちらのほうに駆け上がり、不安がる小学生をどんどん誘導して、そして、小学校は振り返ったら全部津波にのみ込まれていたが、中学生に誘導された小学生もともども、片田教授の訓練を受けていた子供たちは無事であった。

それは何を教育してきたかというのと、今、お話にあった想定にとらわれない。そしてその場で最善を尽くす。3つ目が、地域的なそういう特徴があるので、とにかく高いところに逃げて、自分の命を守る。率先避難者たれという、この3つを教育委員会と片田教授が子供たちに指導してきたことで、その現場の映像も少しあったが、ほんとに子供たちはよくやりましたと言って、先に到着していた大人の人たちが褒めていたが、今、お話があったように、防波堤があるから、こういうところに逃げるから、こうやるからという、ハード面を設定することで、逆に安心してしまって、場に応じた判断ができないという、人間のそういう心理というのが今回あったのか。そういう反省点もしているという報道も、読ませていただいた。とても参考になると感じている。

#### 教育長

練馬区の場合には津波の心配はいいのである。まず練馬区教育委員会としての、赤い本の防災震災マニュアルというのがある。それではこれを想定していない。その見直しが必要である。

もう一つは、教育委員会としても余震が続く中で、子供たちを学校に確保していただきたいということを、我々は言わなかった。そこまで頭がいかなかった。これを見ると中野区はしていた。帰ってしまった学校もあった。一番安全なのは学校である。まだ子供はいたわけであるから。火災が起きていたらどうするかということを考えなくてはならない。なぜ帰した学校があったのか、どういう判断なのかというのは、いい、悪いではなく、検証して、このような子供たちがいるときに、この規模の地震があったときに、引き取りなどではない。親も来れないのであるから。学校に置いておかなくてはならない。建物が危なければ校庭に出す。しばらく揺れがあったら、またいて、余震情報であるとか、そういうことを十分配慮しながら、親が来て渡さなくてはだめだったと私は思う。

だけど子供1人で帰ったところもあった。教育委員会も、どうだったというのはすぐ

に調べた。帰ってしまったところもあるのかということであったのだが、それはもう校長の判断でやったのだが、あそこまでいくと、やはり校長の判断だけではなくて、教育委員会があつたときにどうするべきかというのを、判断をひとつ、タイミング的にできたかどうかは別であるが、しなくてはいけないと思った。であるから、子供たちがいる間に、あの程度の大きな地震があつたときに、どうするかというのをしっかりとつくるということである。そのときには、親は来られないという前提である。親は全部。

もう一つは、学校が帰宅困難者の場所になるということである。そのときに、学校と区と先生との役割、親が迎えに来なければ帰れない子もいるわけで、実際にいたわけであるから、そういった学校の中のこと。たまたま今回は、3月11日は小学校も中学校も卒業遠足があつた。それぞれ現場の先生方の判断がよかった。事故も起きなかったが、それは、ではなぜ事故が起きなかったのか、どういう対応がよかったのかということ、やはり検証して、こういうときにはこうだよということを残すべきである。そのときも管理職は全然行っていない学校もあつた。それで果たしてよかったのか。

そういったさまざまな今回起きたことを教訓として、生かしていく。必ず災害はまた来るわけであるから。津波の心配はなくても、練馬区は火災があるということと、それから学校に残さざるを得ないという。あるいは帰ってしまったほうがいいのか、それはわからない。学校に残さないで帰したほうがいいのか。あるいは途中で大きな余震があつたときに、子供たちはすくんで動けない。我々だって動けなかったくらいであるから。

だから、いずれにしても、各学校がどういう対応をしたのか、その前に、我々教育委員会、区の防災も含めて、どういう準備をしてあつたかである。それとどこにミスマッチがあつたのか。それを改善しながら今回どうしたらいいのかということをやっていく必要があるかと思う。そのためには、やはり教育委員会の中で、ちょうど1カ月たったが、今回のことを教訓にして、新たなものを打ち出していく必要があるかと思う。それは今度は放射能の関係も含めて出てくると思う。

#### 天沼委員

その場合は、従来あつた要綱のようなものを生かしながら、またそれと別レベルというか、こういった想定以外の規模であつたり、それから放射能などのような場合の、新たに、それをまた別途につくるということになるのか。それとも、それを含めた、新たに全体として作り直していくと。

#### 教育長

それは、教育委員会は学校教育部長をキャップにして、チームを立ち上げてやっていく。それはどうなるかは、またこれから至急検討できるように。

今のマニュアルが合っているのかどうかというのがあるわけである。今回の場合には引き取りなど来られない人も随分いた。実際、この陳情者も言っているように、学校もばらばらだということを知り、これは私が住んでいる自治会でも言われた。子供が帰ってきても入れなかったり、子供が帰ってきたときに家の中がぐちゃぐちゃになっていた。それを見ただけで、子供も大ショックで動けなくなつてしまつたとか、さまざまあつた。何しろ、こんな大きいのは初めてであるから、初めてということは、またある

ということであるから、人間は初めての体験を生かしていく、これが人間の知恵であるから。

#### 教育指導課長

今、教育長がお話しなさったように、今回の件を受けて、マニュアルだけに頼るわけではないが、どういう対応をしていかなければいけないのかという、新しいそういったものを校長会と一緒に検討する。特に小学校であるが、既に校長会長と話をしているところである。

ただ、今回もう一つ、お話の中で非常に難しかったのは、実は2時46分という時刻で、既に小学校低学年は帰ってしまった後の学校があったということである。であるから、学校判断でとめ置いて、3年生以上は学校にいたから、保護者引き取りで、引き取れない子は学校で預かるという対応を多くの学校でやっていたが、もう既に1年生、2年生は帰ってしまった後であるということがあった。であるから、下校中とか、登校中に、もしこういう大きな地震が起きたときはどうするのか。そういったあたりのことも、今回は考えなくてはならないということはあると思う。

#### 教育長

特に今回の東日本のほうも、低学年が帰っているところもあった。まだ残っているところもあったりして、大変それが微妙なところである。地震がないから帰っているわけであるから、ところが途中であんな揺れに遭っていたりする。途中をどうするか。これはもう区の震災対策も全部そうである。区の職員が来る前だとか。阪神淡路みたいに、5時46分。土曜日だからだれもいない。集まらない。あれは消防署も集められなかった。消防、警察にも土日休みが休みだから、皆ローテーションを組んでいるから、100人いけば100人いるわけではない。そのときには4分の1はいないのである。皆、全部いると思っているが、そのときにいないわけである。

だからそういったことも含めていくと、なかなか対応は難しいが、特に教育委員会は命を預かる。保育園もそうであるが、今、教育指導課長が言ったように、一つ一つ積み上げていくことが必要であろう。今回を生かして。

#### 委員長

ちょっと確認したいが、1番の、調査をしていただきたいということについては、もう調査はしてあるということでしょうか。

#### 教育指導課長

調査という形ではないが、こういう形で、要するに引き取りではなくて下校させてしまったということで、こちらで把握はしている。

#### 教育長

今の、下校させてしまったというのは、もういいから帰きなさいと言ったのと、低学年は帰宅についていた、下校についていたというところと違うので、その辺はどうか。

教育指導課長

要するに学校にはいたのだが、集団で下校させてしまったというのは2校ある。そのほかについては、既に一、二年生が帰ってしまった後だったので、3年生以上は学校にいたので、保護者に連絡をとって来てもらう。来られない方は預かるという学校がほとんどだったということである。

委員長

防災計画、訓練の再確認を至急行ってくださいとあるが、計画をもう一回見直すというお話が先ほどからあるので、そういうことかと思うが、私もかつて学校にいたころには、たしか、発災型と予知型という形で避難訓練をしていた。ただ、発災型といっても、どの程度のときだったら、子供たちが帰るときに、看板が落ちている、ガラスがあるからと気をつける程度なのか、また次に大きなのが来るのか、もう火事になってどうなのかと、ほんとうに微妙に段階が違ってくるものに、すべてにわたって検討していくというのなかなか難しく、最終的にはどこかでだれかが、瞬時の判断をせざるを得ないのが、こういう対策なのかと思うが、想定外を想定するということが、今回キーワードになっているのかという感じもするが、それにしても、一応マニュアルというのか、そういったものはもう一回見直して、ほんとうに生きるような、より活用される形にしていくことが大事かと、私も思う。どうぞよろしくお願ひしたいと思う。

教育長

この3月当日の、学校でのいろいろな対応の仕方については、次回、資料として出すようにする。

天沼委員

今のことである。委員長もおっしゃったが、やはりそのときの判断は、やはり学校がしなくてはならないこともあるので、一応マニュアル的なものは方針を出すか、一番当事者がどうしたらいいのか、どういうふうに逃げたらいいのかというのは、そこにいる人が瞬時に判断できなくてはならないので、ここで言われる対応がまちまちだったという場合、これが悪いことかどうかというのは、まずいことかどうかというのはわからないと思う。だから2番については、学校により対応がまちまちだったと2カ所出ている。これ自体、もしかするとそれによって救われることがあるかもしれない。

教育長

それは放射能のことである。

天沼委員

そうであった。

安藤委員

今の放射能の件であるが、放射能の件については、現在進行形の災害と受けとめて、

なるべく早くに、区としての方針、もしくは教育委員会としての方針を打ち出していけたら、安心していただけるのではないかと思います。

教育長

放射能については、練馬区の見解が出ているので、これについてホームページにも載せているし、各学校にも逐次通知を出している。だから、外場遊びを控えるという通知はこれまで出したことはないはずだが、では、こういうこともあったのか。調べてみるが。

委員長

教育指導課長、何かあるか。

教育指導課長

原発の件に関しては、当初、区の方針を早急に出したのだが、区全体の方針を出す前の段階で、学校によって外の遊びを控えたという学校が1校あった。現実として。その辺については、区の方針を出したときに、区のホームページに出たので、練馬区としては、外での活動は通常どおり行うことができるということで示しているの、今現在はそういう声は特にない。

天沼委員

知らなかった。そうか。

教育指導課長

それはホームページにも載ってきている。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。

外松委員

ちょっと追加であるが、この第一原子力発電所の放射性物質等については、ほんとうに私たちはわからないことだらけであるので、とにかくこちら側は、変化に対応できるような用意をしておかなければいけないのではないかと思いますので、風評被害等もう絶対にあってはならないことで、やたらな警戒はする必要はないが、状況によって、どう対応していくかという、そちらはほんとうに用意しておかなければいけない大事なことだと思っている。

委員長

ほかにあるか。

それでは平成23年陳情第3号について、皆さんからいろいろご意見をいただいたが、本日はここまでとして、次回以降審議を進めてまいりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、「継続」とする。

(1) 教育長報告

平成23年度小学校移動教室の変更について  
指定管理者との協定締結について(軽井沢少年自然の家)  
指定管理者との協定締結について(武石少年自然の家)  
その他  
小中一貫教育校大泉桜学園の開校式の開催について  
小中一貫・連携教育のリーフレットの配布について  
その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

今日は、平成23年度の小学校の移動教室の変更について、それから軽井沢少年自然の家、武石少年自然の家の指定管理者の協定締結について、その他、大泉桜学園の開校式等々について、各課長からご報告申し上げます。

委員長

それでは、報告の1番についてお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員からのご意見やご質問を伺う。

外松委員

今回の震災の影響ということですが、子供たちには今の区が持っている施設の中で、宿泊、移動学習、そこで体験できるさまざまな学習活動を子供たちに経験させたということで、いろいろとご足労をいただいた。ありがとう。期間も2泊3日になったが、そういう中で、施設から移ってきて使える中部電力管内で、こういう宿泊学習ができるということも、また子供たちにとってはほんとうに生涯の思い出になるのではないかなと思う。これから先もいろいろご足労をかけるが、よろしく願います。

委員長

ほかにご意見やご質問はあるか。特にないか。

教育長

あとは、先の話であるが、中学1年生の臨海の問題が出てくる。また担当の先生方と相談しながら。

委員長

さまざまに状況が変化している中で、速やかに対応しなければいけないことが今後も出てくるかと思うが、今回の6年生の移動教室についての変更は、これでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、次の報告、2番、3番は関連すると思われるので、あわせて説明をお願いしたいと思う。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

安藤委員

軽井沢。契約に関するものなので伺いたい。第3章の17条の利用者等の人権への配慮ということで、適切な研修を実施するということだが、これは練馬区で、もしくは教育委員会で研修をするのか、もしくは社内で委託業者が行うのかということが質問の1つ目である。

もう一つは、8章の29条の(4)不可抗力の発生により、管理を継続することが困難となったときとあるが、その場合、他の業者に依頼することになるかと思うが、その他の業者は次点というか、補欠になるなどして決まっているのか。教えていただきたい。

以上です。

生涯学習課長

1つ目の人権に関する研修であるが、今随分お話があったとおり、社内での研修をメインにしている。また地元の自治体等で人権研修といったものにも各事業者が積極的に関与しているといった実態がある。私どものほうとしての、人権研修といったものに今まで参加をしていることは今のところない。

25条のところの不可抗力の規定であるが、この場合には、例えば今回のような地震の場合が考えられるわけだが、実際に実施が不可能となった場合に、その事業者が動けなくなってという場合と、施設そのものが実施が困難となった場合があるかと思う。事業者が全く動きができなくなったという場合には、次の事業者に今現在決めているわけではない。実際、そうなった場合には、ほかに事業を実施できるものを早急にあたることになるかと思う。施設そのものが、不可抗力等で使えなくなってしまった場合には、協議の上で、その間の損失の補てんですとか、あるいはいつ再開するか、どういう条件が必要か、業者とこちらで相談しながら、着実に進めてまいる。

委員長

ほかにあるか。

天沼委員

今回、計画停電の関係で、各利用のときの子供たちの人数が倍に増えてきている。毎年、1校ごとだったところが、2校ごとになるとか。そうすると、それに対応した従業員の手配ですとか、いろいろまた別途に準備しなければならないかと思うが、その辺のところの準備は……。ちょっと話が違ってしまいかもしれないが、こちらの施設では進めているのか。

生涯学習課長

基本的には、まず移動教室で、子供たちが先にスケジュールをつくりました。あいてるところ等については、一般の事業等を積極的に進めているというところもある。人数的に子供たちが増えても、対応は可能な形にはなっているが、実際に繁忙期については、アルバイトさんですとか臨時の派遣等を雇って対応しているので、そういうところは非常に早く5月以降、今回の対応では必要になってくるかなと思う。

天沼委員

食材というか、そういった手配もきっと2倍必要になるのではないかと。単純だが、思うので、よろしく願います。

生涯学習課長

そのスケジュールにあわせて、対応できるようにしていきたい考えである。早めに調整を進めていきたい。

外松委員

7条の職員の配置等なのだが、ここでは別に人数は区としては、これぐらいとかということではなく、この指定管理者のところか、利用状況とかに応じて、人員をこうやっていくと、そうとらえてよろしいか。

生涯学習課長

この基本協定の中には、必要な職員を配置するという言い方で規定しているだけなのですが、これ以外に実際に来年度の管理業務費等を算定するにあたり、この施設にはこういったことが予想されるので、このぐらいの人数が必要だということは、すべて事業者から事前に提出をいただいている。それにあわせて、私どももこれは多過ぎるのではないかと、逆にこういったことも想定されるので、もうちょっと人が必要ではないかと、そこは協議させていただいた上での金額算定になるので、ここには記載はないが、そうやって実施をしている。

委員長

ほかにいかがか。よろしいか。  
それでは、続いてその他の報告をお願いします。

新しい学校づくり担当課長

私から2点、口頭で報告をする。

1点目、小中一貫教育校大泉桜学園の開校式であるが、4月6日に行い、委員長から新しい校旗を校長に授与していただき、教育長から区長のあいさつを伝えていただいた。また翌日の4月7日には、新一年生と新七年生、中学校1年生の合同の入学式を行ったところである。なお大泉桜学園の児童生徒数であるが、596名。9学年、19学級でスタートを切った。

2点目は、小中一貫・連携教育のリーフレットの配布についてである。手元のリーフレットであるが、区立小中学校、幼稚園の全校の保護者に配布し、小中一貫・連携教育の年度ごとの取り組みを周知させていただきたいと考えている。私立幼稚園、あるいは保育園等については現在調整中である。なるべく幼稚園、保育園、5歳児というか、年長の方にはリーフレットには、小学校に入学された子の多くの方が入学されるということを含めて、小中一貫・連携教育、練馬区の教育について周知を図っていきたいと考えている。

報告は以上、2点である。よろしくをお願いします。

天沼委員

今日の新聞で、机の上に置かれていた東日本の新聞で、辞令が統括校長として木下川校長がなられたということであるが、そのほか校長、副校長とかその辺の組織はどのようになっているか、教えていただきたい。

教育指導課長

桜学園のことですね。

天沼委員

そうだ。

教育指導課長

校長は1名、木下川校長が桜中学校からそのまま上がってくる。それから、副校長については、3名。3名とも、正式には代わったということになるが、1名は太田副校長といって、昨年度前半、病気で休職されていた。その関係で、復帰されてから、桜学園に配置していた方をそのまま4月から配置した。残り2名については、1名は冒頭申し上げた練馬の指導主事であった人間を1人、副校長として配置し、もう1人は他区から見えた方を配置したということで、3名の配置をした。

#### 委員長

開校式には、私も参加させていただいた。とてもよい天気恵まれ、桜の花がとてもきれいなところで、左右に小学校と中学校があり、校庭の真ん中に通路があり、そこをずっと子供たちが登校するときに通っていくのだが、それはとても気持ちのよいアプローチになっていた。開校式のときには、中学生の方が伴奏と指揮をする姿を、2年生の子供が仰ぎ見るような顔をして、そんな顔つきをしているところが、とても印象的で、小中一貫教育がよいは始まったなということをも実感した。感想である。

これからはいろいろ大変なことがあるかと思うが、うまくいくことを願っている。そのほかに報告があれば、願います。

#### 天沼委員

小中一貫の来年度と申しますか、ほかにもほんとうにこれがよければ、ますます小中一貫校が誕生できるようにこちらでも教育委員会としても支援、指導していただければと思う。そうすれば、全体的にレベルアップもする。今の子供たちがいろいろ小1プロブレムだとか、中1プロブレムとかいろいろ言われているので、そういったものに対する対応などもうまくいくのであれば、ぜひこれをもっと広げていけるようなスタンスと申しますか、練馬区教育委員会の支援というか、そういうふうにしていただきたいと思います。

#### 新しい学校づくり担当課長

近々に当委員会に報告したいと思っているが、学識経験者、学校関係者を交えた、区内全体で小中一貫・連携教育を進めていくための方策の検討をする、検討会を立ち上げたいと思っている。詳細が固まったら、教育委員会に報告をさせていただき検討を始めるので、よろしく願います。

#### 委員長

点検・評価のときにも、たしか小中一貫教育の連携教育の充実が、23年度の教育委員会の重点であるとされていたかと思うので、その点のところはよろしく願います。

#### 事務局

あとはない。

#### 委員長

それでは、第7回教育委員会定例会を終了する。